

# Milonga (ミロンガ) 募集要項 (改定 R3.7)

所在地 千葉市中央区蘇我 1-38-15 (住居表示)

貸主 (契約者名) 千葉市美浜区高浜 5-9-9  
株式会社 イ・アルテス 代表取締役 小坂恵美

## 賃貸借契約条件

ペット可 但し、ペットの種類等は貸主の承諾(要)

入居時 礼金：なし

敷金：1ヶ月 (ペット契約の場合ペット契約と特約に記す)

更新料：1ヶ月 (2年間の契約期間とし、貸主・借主双方どちらかの申し出がない限り自動更新とする)

保険加入 当社指定 個人生活用動産保険 2年間 15,000円  
(借家人賠償責任保険含む) 自動更新時には継続必須  
但し、法人フリート加入の場合は加入済みの写しで可

契約書式 募集会社の書式(但し、国交省指針準拠のもの)  
連帯保証会社を付す(保証会社は募集会社の選定で可)

賃料 月末までに前家賃を当社指定の下記口座へ振込む  
千葉興業銀行 蘇我支店 普通口座：1062806  
か)イ・アルテス

- 特約事項
1. 賃貸借契約は2年毎の自動更新とする。  
個人契約の場合、保証会社の保証を付すこと(必須)。  
自動更新の際、当該保証契約も継続し、更新料は上記口座へ更新契約日までに振込むこと。
  2. 退去時に、入居期間の長短に関わらず室内清掃(契約 $m^2 \times 1000$ 円+消費税)・ACクリーニング(10000円+消費税)の費用を借主が負担する。
  3. 退去時に、借主の喫煙が原因により汚損の修復が必要と認められる場合、管理会社指定の業者による見積もりに基づき清掃又は張替えの費用を借主が負担する
  4. ペット契約の場合、ペット契約と明記し、退去時に特別清掃費用(契約 $m^2 \times 1500$ 円+消費税)・消毒費用(10000円+消費税)ACクリーニング(10000円+

消費税)及びペットに起因する壁紙・床等の損傷については施工見積りに基づき、それぞれ賃借人が負担する。

5. 借主が入居後ペットを飼いたい場合、貸主に申し出を行い当該ペットに付き承諾を得る事。  
承諾があった場合、ペット契約に変更する旨の覚書を締結する。
6. ペット契約をせず無断でペットを飼育している事実が判明した場合、賃貸人は賃借人に対し催告なしに直ちに契約を解除することができるものとする。

建物管理等	共用部分清掃	原則週 1 回
	巡回管理	週 1, 2 回程度
	管理会社	株式会社 イ・アルテス